

身体拘束等の適正化のための指針

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、従業者一人ひとりが、身体拘束等の原則禁止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない対応等を的確に行います。

以上のことを、公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「法人」という。）の基本的な考え方として、この指針を定め、安全で、安心したサービス提供を行います。

2 身体拘束等適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

法人では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の原則禁止の対応等を的確に行うことを目的として「身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。ただし、当委員会は、あらゆる面で虐待とつながりの可能性のある法人内にある他の虐待防止検討委員会、感染対策委員会、苦情解決委員会、事故防止委員会との一体的な運用とします。

3 身体拘束等の適正化のための従業者研修に関する基本方針

従業者に対して、利用者の人権を尊重したサービス提供を進めるために、身体拘束等の適正化の基礎的な内容の適切な知識を習得することを目的とした研修を行います。

なお、研修については「身体拘束等の適正化のための従事者に対する研修」により運用を行います。

- (1) 定期的（年1回以上）な研修の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) その他必要な研修の実施

4 身体拘束等を行う場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。管理者は即時に委員会を招集し検討します。

5 身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

身体拘束は行わないことが原則であるが、ご利用者様の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順にて行います。

- (1) 委員会での検討
 - ①緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てに該当するか確認します。
 - ②拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し

ます。

- ③身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成します。

<緊急・やむを得ない場合の例外三原則とは>

- ① 切迫性：ご利用者様本人の生命・身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替法がないこと。
(ご利用者様の状態に応じて必要な制限のない方法を選択することが必要)
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(ご利用者様の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要)

(2) 利用者本人及び家族への説明

- ①ご利用者様本人・ご家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得ます。
- ②身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご利用者様・ご家族に再度同意を得た上で実施します。

(3) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録用紙に記録する。記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにします。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、ご利用者様・ご家族に報告します。

6 身体拘束等の適正化に係る苦情解決方法に関する事項

身体拘束等の適正化にかかる苦情相談窓口を開設するなどして、苦情処理の解決のために必要な体制を確立していきます。また、利用者サービスの質の向上を図るため、利用者に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていきます。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は利用者等の求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及び法人のホームページ上に公表します。この指針は、掲示及び公表については法人責任者及び各管理者の責任において管理します。

8 その他身体拘束等の適正化のために必要な事項

- (1) 身体拘束等をしない支援を提供していくため、法人全体で以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動に努めます。
 - ② 言葉や対応などで、ご利用者様の精神的な自由を妨げないように努めます。
 - ③ ご利用者様の思いをくみ取り、ご利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行います。
 - ④ ご利用者様の安全を確保する観点から、ご利用者様の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討します。
 - ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者様主体の生活をしていただけるように努めます。
- (2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定します。

附則

この指針は、令和6年10月1日より施行する。